

# 中小企業から見た D&O 保険

竹 濱 修\*

## 目 次

1. はじめに
2. 中小企業における役員のリスク認識と具体的な法的責任の例
  - (1) D&O 保険等の加入動向とリスク認識
  - (2) 中小企業の役員の賠償責任リスク
3. D&O 保険約款の規定
  - (1) 序 説
  - (2) 用語の定義
  - (3) 保険者免責事由
4. 補償範囲の検討
  - (1) 馴れ合い訴訟・内輪もめ訴訟
  - (2) 被保険者等の関与
  - (3) 一般債権者および管財人による損害賠償請求
  - (4) 大株主の損害賠償請求
  - (5) 非上場会社向けの特約条項
  - (6) 雇用関係から生ずる損害賠償請求
5. む す び

## 1. はじめに

わが国の企業の圧倒的多数を占める中小企業<sup>1)</sup>は、その役員が個人とし

---

\* たけはま・おさむ 立命館大学法学部特任教授

1) 中小企業の範囲の定義は、種々の法規制の観点から異なり得るが、ここでは、まず、中小企業基本法2条が定める範囲の企業をいうこととして検討する。具体的には、中小企業者は、①製造業・建設業・運輸業等は資本金の額等が3億円以下または常時使用する従業員数300人以下、②卸売業が同じく1億円以下または100人以下、③サービス業が5千万円以下または100人以下、④小売業が5千万円以下または50人以下である。小規模企

て賠償責任等を負うリスクに対して備えがあるであろうか。中小企業としての株式会社自体が賠償責任等を負うことがある点は、その経営者・役員に広く認識されていると思われる。これに対して、その経営者である役員個人が損害賠償責任を負うリスクがあることは、必ずしも十分に認識されていない部分が見られる。

本稿は、かかる役員が自ら賠償責任等を負う場合、換言すれば、中小企業の役員が自らの故意・過失により責任を負う場面において、そのカバーがどれほど得られているのか、それを得ようとしている場合に、適切な契約対応ができているのか、とくに D&O 保険契約（以下、会社役員賠償責任保険契約のことをいう）等による補償がそのニーズを満たし得る内容であるかを考察しようとするものである。ここで対象とする役員のリスクを役員の主観的リスクと称することとする。

## 2. 中小企業における役員のリスク認識と 具体的な法的責任の例

### (1) D&O 保険等の加入動向とリスク認識

日本の上場企業（有価証券報告書を提出した3,849社を対象）は、約80%が D&O 保険契約を締結しており、親会社が締結するグループ会社を包括的に補償する D&O 保険契約で対象になっている企業等を含めると、さらに高い割合になるといわれる<sup>2)</sup>。

---

ゝ業者は、常時使用する従業員数が上記の業種①が20人以下、②～④が5人以下である。

2) 東京海上日動火災保険株式会社「会社役員賠償責任保険（D&O 保険）および会社補償の導入状況に関する調査結果について」（2022年12月7日公表）[https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/release/pdf/221207\\_02.pdf](https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/release/pdf/221207_02.pdf)

2015年の経済産業省委託調査「日本と海外の役員報酬の実態及び制度等に関する調査報告書」（2015年3月）では、約9割が D&O 保険に加入しているとの調査結果が示されているが、これは調査対象の上場企業3227社の D&O 保険に関する有効回答253社のうち225社が「加入している」との回答をしたことによる。上記東京海上日動火災保険社の調査結果の方がより正確であろう。

これに対して、中小企業の正確なデータは入手できていないが、日本損害保険協会の調査結果報告書「中小企業におけるリスク意識・対策実態調査2023」<sup>3)</sup>によれば、会社役員賠償責任保険について「とても加入したい」2.3%、「やや加入したい」18.4%、「どちらともいえない」43.0%、「あまり加入したいとは思わない」22.8%、「全く加入したいとは思わない」13.5%であり、消極的な意向の方が強く感じられる。

D&O 保険に関連する雇用慣行賠償責任保険・特約についても、「とても加入したい」3.9%、「やや加入したい」19.5%、「どちらともいえない」42.5%、「あまり加入したいとは思わない」20.5%、「全く加入したいとは思わない」13.6%で、D&O 保険と大差はない。雇用慣行賠償責任保険は、会社と役員が被保険者となり、代表的には、不当解雇や雇用差別、ハラスメントによる損害賠償請求に対して補償を提供するものである<sup>4)</sup>。D&O 保険に特約で附帯できるようである<sup>5)</sup>。

反対に、D&O 保険に非加入の理由としては、「リスクが発生する可能性は低いと考えているため」23.1%、「対策をする費用に余裕がないため」11.7%、「リスクによって生じる影響・損失が分からないため」8.8%、「他に優先順位の高い経営課題があるため」8.5%、「保険料を他のことに使いたいから」7.6%などと回答されている。「そのような保険があることをあまり知らなかったから」も6.1%の回答である。雇用慣行賠償責任保険・特約についても類似の傾向が見られる。

中小企業においては、役員が株主代表訴訟等によってその責任を追及される場面があまり想定できないのかもしれないが、上場企業と比較して、D&O 保険への加入動機が弱く、加入率も低いと推察される。全体として中小企業は、部分的なリスク認識・管理にとどまり、包括的なリスクマネジメント

---

3) [https://www.sonpo.or.jp/sme\\_insurance/pdf/sme\\_report2023.pdf](https://www.sonpo.or.jp/sme_insurance/pdf/sme_report2023.pdf)

4) 詳しくは、山越誠司「雇用慣行賠償責任保険の実用的価値」損害保険研究79巻3号145頁以下(2017年)。

5) 山越・前掲論文166頁。

トの導入が遅れ、それを実施するための経営資源が不足していることを示唆しているといわれる<sup>6)</sup>。

この他、中小企業の損害保険需要の調査研究では、「役員賠償責任に関するリスク」は3社に1社以上が「ほとんどカバーしていない」と考えていると集計されており<sup>7)</sup>、このリスクに関して少ないながらも一定の認識をもつ会社・役員はあるようにも思われる。

## (2) 中小企業の役員の賠償責任リスク

中小企業の役員の具体的な賠償責任リスクとしては、非上場企業であることを前提にすると、次のようなものが代表的である。

同族ないし家族経営の会社において、役員や株主の間で仲違いや経営者の相続問題が起り、利害対立の結果、① 従来、会社法のルールを遵守していない不備を突いて役員の責任を追及する訴訟や株主代表訴訟、② 相続に伴う株式の買取請求や M&A における株式価値評価を巡る争いがあり、会社支配の移動が起こる場合である<sup>8)</sup>。

同族間の争い以外では、③ 会社法429条の第三者に対する責任や④ セクハラ、パワハラ、不当解雇、過労死などの労働関係訴訟がよく知られるものであるが、今後は、外国人従業員との関係も、その文化・風習・価値観等の相違に関する理解不足・コミュニケーション不足から生じる法的問題も生じて来そうである<sup>9)</sup>。⑤ さらには一般の不法行為訴訟が考えられる。

---

6) 岡田太「中小企業のリスクファイナンスの動向」柳瀬典由編著『企業のリスクマネジメント保険』75頁（慶應義塾大学出版会 2024年）。

7) 浅井義裕『中小企業金融における保険の役割』38頁（中央経済社 2021年）。この調査研究の対象は、製造業の中小企業であり、従業員数21人以上300人以下で、帝国データバンクに「前期業績決算書」、「最新期業績決算書」を提出している企業で、該当数6,308社から無作為抽出の3,500社に対するアンケート調査の回答数909社（回答率26.0%）である。

8) これらの紛争が起り得ることを指摘するものとして、山越誠司『先端的賠償責任保険』189頁以下（保険毎日新聞社 2022年）。

9) 山越・前掲注 4）論文156-157頁はこの点を指摘する。

このような状況にあって、現行の D&O 保険が役員個人の責任にどれほど対応できるものか、具体的に最新の保険約款を見ながら、検討してみることとする。代表例は、東京海上日動火災保険株式会社の2022年1月1日付改訂約款があり、ネット上で公開されているので、これを対象とする。

### 3. D&O 保険約款の規定

#### (1) 序 説

以下では、上述のように、中小企業において役員が賠償責任を追及されるおそれがあると考えられる代表的場合に D&O 保険の普通保険約款上どのように規定されているかを見ることとする。条文数は、とくに言及しない限り、上記東京海上日動火災保険株式会社の会社役員賠償責任保険普通保険約款による。

D&O 保険の保険者は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して保険金を支払う（1条）。この規定により保険者が保険金を支払う損害は、「法律上の損害賠償金」と「争訟費用」を被保険者が負担することによって生じる損害に限られている（2条）。

後述のように、D&O 保険は、被保険者の主観的リスクについては、一般的な故意免責はなく、犯罪行為・違法行為等の免責と法令違反を被保険者が認識しながら行った行為の免責が定められ、それ以外の経営上の判断ミスによる損害賠償請求は広く補償される。

#### (2) 用語の定義

重要な約款文言の定義は次のようである（3条）。

ア)「会社」とは、「次の法人をいいます。

- ① 保険証券の記名法人欄に記載された法人（以下「記名法人」とい

います。)

② 記名法人の子会社の中で、保険証券の記名子会社欄に記載された法人（以下「記名子会社」といいます。）という定義である。

イ)「役員」とは、「会社法上の取締役、執行役および監査役、ならびにこれらに準ずる者として保険証券の被保険者欄に記載された地位にある者であって、法令または定款の規定に基づいて置かれたものをいいます。会計参与および会計監査人を含みません。」とされる。

ウ)「被保険者」は、「会社のすべての役員をいい、既に退任している役員およびこの保険契約の保険期間中に新たに選任された役員を含みます。ただし、初年度契約の保険期間の初日より前に退任した役員を除きます。また、役員が死亡した場合はその者とその相続人または相続財産法人を、役員が破産した場合はその者とその破産管財人を同一の被保険者とみなします。」と定める。

エ)「法律上の損害賠償金」は、「法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金（これに類似するものを含みます。）の加重された部分ならびに被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。」とされる。

オ)「争訟費用」は、「被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。）によって生じた費用（被保険者または会社の従業員の報酬、賞与または給与等を除きます。）で、当社が妥当かつ必要と認めたものをいいます。」と定める。

カ)「子会社」は、「会社法に定める子会社または子会社に該当していた法人をいいます。」

以上の規定から読み取れるように、被保険者の範囲は相当に広く定められており、現任の役員のみならず、保険期間中に退任、選任された役員を含み、さらに相続人や役員破産の場合の破産管財人まで含まれている。

一方、てん補対象は、上記のとおり、「法律上の損害賠償金」と「争訟費用」であり、わが国で、会社法や民法等に基づき損害賠償として一般にその責任が認められる範囲になると解され、特別に加重された約定や公租公課、刑事罰等の効果が失われるようなものには保険保護がない。争訟費用は、比較的広く補償される。

### (3) 保険者免責事由

まず、普通保険約款本体の免責事由を見る。

周知のとおり、被保険者の犯罪行為等による被保険者に対する損害賠償請求に起因する損害に対して保険保護はない。「被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと」や「被保険者の犯罪行為（刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。）」、「法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為」<sup>10)</sup>などに起因する損害賠償請求が保険者免責となる。これらは中小企業だけでなく、どの会社でも同様に重要な免責事由である（5条）。

中小企業のリスクとの関係で注意すべき保険者免責事由は、次のようなものに基づく損害賠償請求があろう。

ア)「身体の障害（疾病または死亡を含みます。）または精神的苦痛」（6条

⑥ア)

イ)「口頭または文書による誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による人格権侵害」（6条⑥ウ)

ウ)「他の被保険者または記名法人もしくはその子会社からなされた損害賠償請求、または株主代表訴訟であるかどうかにかかわらず、被保険者または記名法人もしくはその子会社が関与して、記名法人も

---

10) この免責事由に関する判決として、東京高判令和2・12・17金判1628号12頁がある。本件については、山田拓広・判批・立命館法学401号468頁以下（2022年）、尾崎悠一・判批・損害保険研究84巻1号191頁以下（2022年）等参照。

しくはその子会社の発行した有価証券を所有する者によってなされた損害賠償請求」（7条①）

エ）「会社の総株主の議決権につき、保険証券記載の割合（会社が複数であるときは、ここにその割合を算出するものとします。）以上を直接または間接的に有する者（株主権行使の指示を与える権限を有する者を含みます。以下「大株主」といいます。）からなされた損害賠償請求、または株主代表訴訟であるかどうかにかかわらず、大株主が関与して、会社の発行した有価証券を所有する者によってなされた損害賠償請求」（7条②）

ア）とイ）は、役員と従業員との間の労使・労働関係の問題に関わり、ウ）とエ）は同族会社の内紛や相続に関わる。中小企業のリスクの問題としては、とくに後者、ウ）とエ）の免責事由が重要と思われる。

#### 4. 補償範囲の検討

##### (1) 馴れ合い訴訟・内輪もめ訴訟

中小企業において役員の損害賠償責任が追及される場面としては、上述のように、会社を巡る内紛事例が相応に考えられるので、まず、その場合の補償のあり様を検討する。

D&O 保険の普通保険約款本体では、上記 3 のウ）とエ）が保険者免責として問題になる。同族ないし家族が役員・株主または大株主となることが多いことから、被保険者たる役員同士の責任追及訴訟や会社の支配を握った役員・大株主側が他の役員の責任を追及する訴訟、そして少数株主の代表訴訟ではあるが、被保険者または会社が関与した（背後で支援しているなど）訴訟があり得る。

この場合、上記ウ）またはエ）の免責条項によって保険者は免責されることになる。この免責条項の趣旨は、社内における馴れ合い訴訟や内輪もめ訴訟の危険を排除し、この保険の公序良俗性を維持することであるとい



われる<sup>11)</sup>。馴れ合い訴訟は、典型的には、会社または他の被保険者が被保険者たる役員の会社法423条の損害賠償責任を追及することにより会社の損害の補償を得ようとする場合である<sup>12)</sup>。これは、会社が被った損害を被保険者の賠償責任を追及する訴訟を起こして、D&O 保険でカバーしてしまうという利用の仕方で、馴れ合い訴訟の代表例である。他の被保険者が同僚の役員を訴える場合は、株主として代表訴訟の形になる。

内輪もめ訴訟は、会社の損害を回復するというよりは親族間の利害衝突、相続に関わる紛争、私怨などを背景として役員の責任を追及するために利用される場合である。これについて補償を提供することは不適切といわれる<sup>13)</sup>。これらのリスクは、会社経営上のリスクではなく、内紛や相続が会社訴訟に仮託して争われているにすぎないので、本来 D&O 保険で補償すべき性質のリスクではないともいわれる<sup>14)</sup>。

D&O 保険が馴れ合い訴訟や内紛訴訟を補償しないことは、一般的には妥当である。しかし、モラル・ハザードが起こりうる場合を除けば、これらをすべて保険者免責事由にする趣旨として公序良俗性の維持を持ち出す必要まではないと思われる。これらを補償すれば、公序良俗に反するとまでは言い難い場合があり得るし、公序良俗維持の観点からこの免責条項が定められたとすると、この部分は一切補償できない、柔軟性のないものになってしまうからである。形式的に上述の免責条項に該当する場合であっても、実態は馴れ合いでも、内紛でもなく、他の被保険者や会社による役員に対する経済的に合理的な責任追及である場合は、これを補償すること

---

11) 三井海上火災保険株式会社編『株主代表訴訟と会社役員賠償責任保険 (D&O 保険) の解説』44頁 (保険毎日新聞社 1994年)。山下丈「独立役員の会社役員賠償責任保険 (D&O 保険) [上]」旬刊商事法務1923号30頁 (2011年) も同種の説明をされるが、公序良俗性の維持はその趣旨として挙げられない。

12) 山下友信編著『逐条 D&O 保険約款』127頁 [洲崎博史] (商事法務 2005年)。

13) 山下編著・前掲書127頁 [洲崎]。

14) 榊素寛「D&O 保険における構造的な利害対立と約款による対応」榊素寛・古川朋雄・宮崎裕介編『コーポレート・ガバナンスのフロンティア 近藤光男先生古希記念』827頁 (商事法務 2024年)。

があってもよい<sup>15)</sup>。

実際にも、これらの類型の訴訟について一部は特約により補償が得られる<sup>16)</sup>。「会社訴訟一部担保特約条項」は、株主から会社に提訴請求がなされ、その請求に基づき会社がその役員に対して提起した訴訟には、上記ウ)の免責条項の適用がないものとしている。「ただし、提訴請求が被保険者、記名法人もしくはその子会社によって、またはそれらのいずれかが関与してなされたものである場合」は除かれる（上記特約1条(1)）。また、この一部担保特約により「記名法人またはその子会社から被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合、または株主代表訴訟であるかどうかにかかわらず、記名法人もしくはその子会社が関与して、記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者から被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が争訟費用を負担することによって被る損害」が補償される（上記特約1条(2)）。争訟費用の補償であれば、会社が取締役の責任追及をしても、馴れ合い訴訟など、モラル・ハザードは生じにくいからであると解される<sup>17)</sup>。

また、「被保険者間訴訟一部担保特約条項」は、D&O 保険の補償対象となる損害の被保険者間の分担に関する争訟について、被保険者が争訟費用を負担することによって被る損害に対して保険保護がある（1条）。さらに、この場合、他の被保険者からなされた株主代表訴訟、または被保険者が関与して、記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者から提起された株主代表訴訟による被保険者の上記損害が補償される（2条(1)）。これらの場合は、馴れ合い訴訟が行なわれるリスクが高いとは

---

15) 榊・前掲論文827頁は、「この類型の紛争は、形式の問題としての処理というよりは、紛争の実態を示す要素に着目して担保するか否かを判断せざるをえないことになろう。」という。

16) 嶋寺基・澤井俊之『D&O 保険の実務』171-172頁（商事法務 2017年）は、「馴れ合い訴訟等の危険性が典型的に低い会社訴訟については特別に会社請求免責事由から外す特約が結ばれること」があると指摘し、会社訴訟一部担保特約を挙げている、

17) 榊・前掲論文842頁。

いえないことから、特約により例外的に一部を補償対象にすることが可能になっている<sup>18)</sup>。

## (2) 被保険者等の関与

上記ウ)、エ)の免責事由の後半部分では、被保険者・記名法人・子会社または大株主が関与して株主によってなされた損害賠償請求が保険者免責となっている。この「関与」とはどのような中身を持つと解されるか。

上記免責事由の潜脱を防止する趣旨で被保険者等の「関与」のある「有価証券を所有する者」の損害賠償請求が除外されていると解される。したがって、「関与して」とは、役員等による積極的な行為を指し、支援、扇動、介入、参加等が含まれる<sup>19)</sup>。役員が株主に違法行為の証拠を渡し、その証拠に基づいて株主代表訴訟が提起された場合もこれにあたるといわれる<sup>20)</sup>。これに対し、旧役員から警察や監督官庁へのたれ込みにより違法行為が摘発され、株主代表訴訟につながった場合は、「関与して」に当たるとはいいにくいといわれる<sup>21)</sup>。後者は、やや微妙な面があるが、積極的な行為があるとまではいいにくいからであろう。「関与して」がどの時点からのことを指すかも問題となり得る。当初より積極的に関与している場合は、明らかであるが、訴訟提起後に「関与」する場合はどうなるか。これも一応含まれることになるのではないかと解される。とくに時間的な限定は約款文言上は見当たらないし、訴え提起後に積極的な支援を始めた場合に、本条項に該当しないとも言い難いであろう。

「関与して」よりも積極的に、すでに株主により代表訴訟が提起されているときに、これに役員や退任した役員（いずれも被保険者である）が原告側に共同訴訟参加した場合は、どうなるかも問題になる。内紛事案では、

---

18) 嶋寺・澤井・前掲書214頁。

19) 三井住友海上保険株式会社編・前掲書45頁、山下編著・前掲書130頁〔洲崎〕、嶋寺・澤井・前掲書175頁。

20) 嶋寺・澤井・前掲書175頁。

21) 山下編著・前掲書130頁〔洲崎〕。

とくに退任役員が参加することは大いにあり得るであろう。

本体約款7条①の文言上は、この場合も「他の被保険者……からなされた損害賠償請求」に該当し、原則として保険者免責になる<sup>22)</sup>。しかし、たとえば、退任役員が、被告役員に保険保護を得させない目的で、敢えて原告側に訴訟参加して免責事由に該当させる場合まで保険者免責になるのは行き過ぎであり、この場合、被告被保険者が、参加した役員がかかる目的であることを証明したときは、この免責事由の適用はないと解してはどうかという見解がある<sup>23)</sup>。この立証が必ずしも容易ではないとすれば、限定的な、言葉通りの例外的扱いで済むが、中小企業ではこの立証が比較的容易に認められるとすると、「関与して」免責との比較においても、内紛免責条項が機能しなくなる場面が増えるようにも思われる。中小企業にとっては、内紛免責条項の適用が限定される解釈が望ましいが、保険者の受け容れられるリスクであるかどうかが課題であろう。

### (3) 一般債権者および管財人による損害賠償請求

会社の取引相手などである一般債権者が、会社法429条に基づき役員に損害賠償請求をする場合は、犯罪行為・違法行為免責等に該当しない限り、原則として D&O 保険の補償対象になり、被保険者は保護される。取引相手の場合、関係強化のため、ときに中小企業の株式を少数保有する場合がある。馴れ合い訴訟等であることを防止する趣旨を貫徹するために、被保険者等が関与する損害賠償請求が免責とされているから、取引債権に基づき会社法429条の損害賠償請求権を行使する一般債権者は、被保険者の関与があったとしても、この免責の趣旨を損なうものではないから、「関与免責」の適用はないと解すべきであろう<sup>24)</sup>。

破産管財人や更生管財人、民事再生の管財人が被保険者に損害賠償請求

---

22) 三井住友海上保険株式会社編・前掲書44頁、嶋寺・澤井・前掲書174頁。

23) 山下編著・前掲書128-129頁〔洲崎〕。

24) 山下編著・前掲書131頁〔洲崎〕。

する場合は、会社の損害賠償請求権を行使することになるから、記名法人からの損害賠償請求になり、保険者免責事由に該当することになりそうであるが、この請求・訴えは馴れ合い訴訟や内輪もめ訴訟になるリスクはない。したがって、馴れ合い訴訟等の免責には該当しないと解すべきである<sup>25)</sup>。

もっとも、本項で述べた一般債権者等からの損害賠償請求リスクについては、後の(5)で述べるように、中小企業の役員はかなりの部分でD&O保険では補償されないことになる点も注意が必要である。

#### (4) 大株主の損害賠償請求

上記エ)の免責条項により、株主代表訴訟であるか否かを問わず、保険証券記載の割合を有する大株主からなされた損害賠償請求およびその大株主が関与して「会社の発行した有価証券を所有する者」によってなされた損害賠償請求が保険者免責となる。この場合も、他の被保険者や会社によってなされる損害賠償請求と同様に、馴れ合い訴訟や内輪もめ訴訟になりうるリスクが大きいので、保険者免責とされている。

中小企業にあっては、大株主は、被保険者・役員であることが多いが、事実上の取締役のように、形式的には役員ではないこともある。馴れ合い訴訟等のリスクを補償しないというD&O保険の考え方からは、この免責条項は意味のあるものであろう。ただ、事の実質において馴れ合い訴訟等ではない場合には、被保険者にとっては補償がなくなるので、厳しいことに相違はない。

もっとも、上場企業のデータでは、この免責条項を特約で外している場合がかなりあるようである<sup>26)</sup>。中小企業においてこの免責条項とは異なる特約ができるのかは不明である。

---

25) 山下編著・前掲書129-130頁〔洲崎〕。

26) 経済産業省委託調査・前掲注2)127頁は、大株主である「親会社」から被保険者に対する損害賠償請求を補償している上場企業が68%（回答数225社中109社）となっている。

#### （5）非上場会社向けの特約条項

「特定危険不担保特約条項」および「非上場会社等特定危険不担保特約条項」では、「当会社は、被保険者に対してなされた次の損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。」とし、

「① 過去に記名法人または記名子会社の役員（本条においては、管理職従業員を除きます。）であった者からなされた損害賠償請求

② 被保険者である役員（退任した役員を含みます。）の配偶者、六親等内の血族または三親等内の姻族からなされた損害賠償請求

③ 記名法人または記名子会社に次のいずれかに該当する事由が生じたことに関連して、記名法人または記名子会社に対して債権を有する第三者からなされた損害賠償請求

ア. 破産手続、再生手続、更生手続もしくは特別清算の開始の申立てがあったこと、または清算手続に入ったこと。

イ. 手形交換所において取引停止処分がなされたこと。」（上記両特約）という特約がある。

「特定危険不担保特約条項」は、記名法人が非上場会社、非営利法人、設立後5年未満の会社、合名会社・合資会社・合同会社である場合に自動附帯されるとのことである<sup>27)</sup>。

これによると、中小企業の同族・家族間の内紛訴訟等は、上記の範囲で一律に補償されないこととなる。被保険者である役員・退任役員の配偶者はまだしも、六親等内の血族または三親等内の姻族からなされた損害賠償請求も免責対象になるから、その範囲は相当に広い。また、③の免責事由は、会社法429条責任についてかなりの部分を補償範囲から除外していることになろう。中小企業の倒産リスクをどこまで保険者が引き受けられるかにも関わる。

上記特約条項は自動附帯であり、中小企業側としては、これを外す契約

---

27) 東京海上日動火災保険株式会社「『D&O マネジメントパッケージ』のご案内」24頁。  
上記会社の HP 上に掲載中。

ができないことが通常であるとする、争訟費用さえも補償されないこととなる。

#### (6) 雇用関係から生ずる損害賠償請求

近時の労働法制は、いわゆる「働き方改革」や「一億総活躍社会」のテーマの下、たとえば、従来の雇用対策法から改正された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(2018年改正・法律名改称。以下、「労働施策総合推進法」という)や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(略称、男女雇用機会均等法)、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(略称、育児介護休業法)等に見られるように、著しく進展している<sup>28)</sup>。

労働施策総合推進法は、パワーハラスメントを「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されること」とし(30条の2第1項)、事業主は、「当該労働者からの相談に応じ、適切に対処するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。」(同条同項)。そして、「事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。」(同条2項)。厚生労働大臣は、事業主が講ずべき措置に関して必要な指針を定めるものとされる。

このような労働法制の下、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティーハラスメントなどに対する救済がクローズアップされている。従業員に生じさせた精神的苦痛、口頭・文書による誹謗・中傷、そしてプライバシー侵害による人格権侵害による損害賠償請求が、上述の

---

28) 水町勇一郎『詳解労働法〔第3版〕』22-24頁(東京大学出版会 2023年)参照。



ア）とイ）の免責条項によって保険者免責となっていることは、これまで以上に注意を要する。これらは、当然に法令違反行為が含まれるので、「法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為に起因する損害賠償請求」に該当するときは、この免責事由でも補償対象から除外される。これに該当しない場合でも、上記の精神的苦痛等による損害賠償請求は免責対象となる。

ただ、ハラスメント等で精神的苦痛に基づく損害賠償請求の責任は保険者免責となるが、経済的損害について免責は及ばないといわれ、さらに、役員の善管注意義務違反等の経営により会社が責任を負う場合、会社がその役員に対して追及する賠償責任にも免責は及ばないといわれる<sup>29)</sup>。

しかし、雇用関係の賠償責任問題は、おそらく今後、益々重要性を増す可能性があり、中小企業としては十分に対応を考える必要がある。役員の責任について、D&O 保険だけでは対応できないのであって、このア）とイ）の免責事由も他の保険でカバーされるべきものを除外している趣旨である。したがって、先に言及した雇用慣行賠償責任保険ないしこれを D&O 保険の特約でカバーしておくことが必要になる<sup>30)</sup>。

もっとも、保険者免責事由として、犯罪行為や法令違反認識の侵害行為などがあることは D&O 保険の場合と同様である<sup>31)</sup>。

---

29) 三井海上火災保険株式会社編・前掲書43頁、山下編著・前掲書122頁〔山下友信〕。

30) 日本弁護士連合会・日弁連中小企業法律支援センター編『中小企業法務のすべて〔第2版〕』120頁（商事法務 2023年）も、ハラスメント関係の労働法制に注意を喚起している。

31) 東京海上日動火災保険株式会社の D&O 保険では、「雇用関連賠償責任保険追加担保特約条項」によれば、保険者免責事由は、本体約款が適用されるので、同じである。新しい保険商品では、「超 T プロテクション（業務災害総合保険）」の特約として「雇用関連賠償責任補償特約条項」があり、ここでは、被保険者等の故意免責があり、法令違反認識の侵害行為等も免責であることに変わりはない。これらの約款は、いずれもネット上で見ることができる。



## 5. む す び

中小企業の役員の主観的リスクに対する補償は、D&O 保険等を付すことによってある程度は得られる。ただ、中小企業に多く見られる内紛事例には必ずしも十分な対応ができない面がある。その点では、D&O 保険を締結していたとしても、中小企業側にとっては意外な結果になるおそれがあり得る。特約などを適宜、付加修正することが必要になるが、それでも不足を感じる部分が残る場合があろう。この保険保護の内容は、相当に複雑であり、中小企業側が保険契約を締結する際に、相当に専門的助言を得なければ、適切な保険契約の内容にすることは容易ではないと思われ、その課題は残るであろう。

他方、保険者から見れば、内紛事例などは、D&O 保険契約の締結前からその原因が潜在している可能性があり、これを契約締結段階で知することは簡単ではない。内紛事案を補償するとすれば、告知事項として内紛等の潜在的原因事実をいかに告知して貰うか、困難な問題があると思われる。結局、それは問題が顕在化したときにしか対応できないとすれば、保険者免責事由により補償範囲の問題として対処することになり、補償範囲が広めの免責事由により画一的に限定され、中小企業の役員にとっては D&O 保険の利用価値が大きくなる結果を招く。この課題が約款上うまく解決できれば、中小企業においても D&O 保険等の利用が増すことにつながるであろうが、それが容易でないことも事実であろう。これは立法論的課題であり、今後の検討課題としておきたい。

＊ 本稿は、科学研究費助成事業・基盤研究(C)課題番号 22K01269 により助成を受けた研究成果の一部である。